

目 次

新井進議員の一般質問	……………	1 ページ
2000年度予算特別委員紹介	……………	8 ページ

- 新井進議員の一般質問の概要をご紹介します。

**新井 進** (日本共産党、北区) 2000、2、29

**人権問題を国民の意識に矮小化、  
同和対策の温存強化をねらう人権審議会「答申」**

【新井】 日本共産党の新井進です。私は先に通告しています2つの問題について、知事、ならびに関係理事者に質問をいたします。まず、人権啓発・教育、および同和対策についてであります。

昨年7月、政府の人権擁護推進審議会は、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるため、教育啓発を総合的に推進する」との答申を出しましたが、この答申には重大な問題が含まれています。

● **人権問題を国民の差別意識に矮小化するのとは基本的人権をも侵す**

それは第1に、人権問題を国民の差別意識の問題に矮小化し、その意識変革に国が責任を持つのだとして、国民の良心の自由、内心の自由、思想・信条の自由という基本的人権を侵しかねないものとなっていることです。

基本的人権の確保、保障は、これまでの歴史が示しますように、国家や社会的・公的権力と国民とのたたかひを通じて前進、発展をしてきたものです。現に、昨年、労働者側の全面勝利の和解が成立した「関西電力における日本共産党員への思想差別事件」でも、30年に及ぶ日本共産党員をはじめとした多くの労働者のたたかひの結果、最高裁の判決にも従わないといていた関西電力が、今後、憲法と法律を守り、差別を行わないと約束したものです。また、定住外国人の地方参政権でも定住外国人、とりわけ在日の人びととこれを支援してきた人びとの長年にわたる運動の結果、ようやく実現の方向が見えてきたというのが現実です。

このように、今日、人権を確保、保障していくためには、労働者や市民の運動と、そして、政府、自治体が、基本的人権を保障するため、あらゆる施策と政治的対応を駆使して全力で推進すべきもので国民の意識の問題に矮小化すべきではありません。

また、啓発・教育についても、答申自身「国民一人一人の心のあり方に密接に関わる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように」と言っているように、政府が国民の意識の問題に踏み込むことは基本的人権である、思想・信条の自由から見て重大な問題があります。

## ●特別対策の終結方向を示す実態調査の結果

第2に、答申が、人権の課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人びと、外国人などとともに関和問題を強調し、今回の答申によって、同和対策を温存、継続させようとしていることです。

ここにあげられた課題は、一つ一つ、その歴史的経過や社会的背景に違いがあり、課題も、解決の道筋や方途もそれぞれ異なっています。これらの問題一つ一つの解決策に本格的にメスを入れることが求められているのに、これらすべてを国民の意識の問題に矮小化したことは、その本格的な解決の道をも閉ざすことにもなります。

同和問題についていえば、長年にわたる国・自治体や国民の努力と社会の変化・発展のもとで、解決可能な総仕上げの段階を迎え、いかにして特別対策を終わるのが求められているときに、今回の答申によって、教育・啓発の名で同和対策を温存・継続するものとなっていることです。

すでに、93年の実態調査結果でも、もっとも深刻だとされていた結婚にみられる差別問題も、若い世代で地区外住民との結婚がすすみ、一般地区の76%の人が「結婚は子どもの意志を尊重する」としており、解決が急速に進んでいることを示しています。ところが、この答申でも、本府の「人権教育のための国連10年・京都府行動計画」でも「依然として、偏見や差別意識が根強い」として啓発・教育の必要性を強調しています。

しかも、同和問題における「差別意識の解消」でもすでに、1986年の地域改善対策協議会の意見具申で「今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因」として、「同和行政における行政の主体性の欠如、同和関係者の自立、向上の精神のかん養の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在的傾向」を指摘し、「因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れていく性質のもの。しかし、新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である」としています。これは、同和問題における差別意識なるものは、新しい要因の克服がなければ困難だということです。

ところが今回の答申は、こうした同和問題で到達している解決の方向には触れず、もっぱら国民の中に差別意識が残っているとして、啓発・教育の必要性を強調するもので、これは部落解放同盟が言う「部落住民以外はすべて差別者」とするのと同じ意見です。

また、啓発・教育で人権意識を高める、差別意識をなくすといっても、その直接的効果に結びつくのか、といえ「平成5年度意識調査報告書」でも、たとえば「結婚に際しての意志決定」について「本人同士の合意を尊重する」と答えた人のうち、講演会や研修会、地域懇談会に参加したことの無い人で94.2%、何回も参加した人で92.3%という結果で、学習会や講演会への参加回数と住民の意識とは、必ずしも相関関係にはないことが示されています。

こうしたことがすでに明らかであるにもかかわらず、人権の名で同和啓発や教育を継続・強化することは、同和問題の解決をも遅らせるものです。

そこでまず、知事に質問ですが、今日の人権問題の中心が、国家や企業などの社会的・公的権力による基本的人権の保障が第一義的なものであるとお考えかどうか、ご所見をお伺いいたします。

**【府民労働部長】** 世界人権宣言が採択されて以来、国連を中心にさまざまな努力が続けられてきましたが、今日もなお国など公権力と国民との関係や、国民相互のあいだにおいてさまざまな人権問題が存在しており、あらゆる機会を通じた課題別のための取りり組みが極めて重要であると認識をいたしております。

## ●厳しい財政状況下、「解同」への補助金や特別施策はただちに廃止を

【新井】 第2に、同和問題の解決のために、今求められていることは、新たな差別意識を生み出す要因となっている、同和行政や同和教育をきっぱりとやめることこそが必要です。ところが、法期限終了後も、行政の主体性を損なう特別扱いの部落解放同盟への補助金、本府の場合で今年度2980万円、山城地区市町村連絡協議会に加入する6市10町1村で1570万円、福知山市で600万円、夜久野町で230万円、宮津市で300万円等々となっています。さらに、「自立、向上の精神のかん養の視点の欠如」と指摘される個人給付事業も、他府県に例を見ない奨学金の返済免除措置に今年度でも1億8800万円、技能修得援護事業1億6000万円などとなっています。

こうした事業は、すべて本府の単独事業であります。経過措置終了時を待たずに、すくなくとも国が経過措置をとっているもの以外は、直ちに廃止すべきではありませんか。このことが同和問題の解決のためにも、本府のきびしい財政状況から見ても当然と考えますが、いかがですか。

あわせて、教育長にもお答えをいただきたいのですが、一昨年9月議会で、本府の独自事業として継続している同和地区子ども会への補助金について、私が「たった一人しかいない子ども会にも39万6千円の補助金を出している」ことを指摘しましたが、これを地区外の子どもたちも含めた行事の実施という形で、「参加者は一人ではない」というごまかしで補助金を出すということがされましたが、こうした府民の納得の得られないような不正常な「同和子ども会」への補助金や補習学級など、教育分野で特別対策が多く残っています。

こうしたやり方が地域改善対策協議会の言う「新たな差別意識」を生み出す要因になっているのです。教育分野のこうした事業についても、急いで廃止、及び一般対策への以降をはかるべきです。そうした検討がされているのか、いつになったら廃止されるのか、見直しをお聞かせください。

## ●運動団体の介入を許さず行政の主体性の確立を

第3に、こうした「人権擁護推進審議会」の答申、ならびに「人権教育のための国連10年・京都府行動計画」にもとづき、人権の名による啓発・教育が府下市町村でもすすめられていますが、その内容を見ますと見過ごすことのできない問題が多数発生をしています。

本府が法務省の事業として井手町に委託した啓発事業で作成された啓発パンフは、事実上、「部落解放同盟」の活動を紹介したものであり、このどこに行政の主体性があるのかと言わなければなりません。また、人権啓発・教育の名において同和問題を突出させた、半ば強制的な研修が行われたり、山城地域では人権啓発フェスティバルが「山城地区市町村連絡協議会」の主催で開催されようとしています。これは当初、行政と「部落解放同盟」が共同で実行委員会を作り、準備を進めてきたもので、問題が指摘されてから主催団体に変更されたものです。しかし、プログラム等を見る限りでは、「部落解放同盟」が加わって作った当初の企画そのままという状況です。

そこで質問ですが、人権啓発・教育の実施にあたっては、「答申」のいうように、国民一人一人の心のあり方に関わる問題であり、押し付けなどは絶対あってはならないことです。また、自治体が行う啓発や教育において運動団体言いなりで行政の主体性をなくしたり、弱めるようなことがあってはなりません。そこで、本府として人権啓発・教育に際しては、行政の主体性を確立すること、学校教育への運動団体の介入を許さないこと、研修や講習会などへの参加の強要、住民団体などへの事業の押し付けはおこなうべきでないと

いうことを、この際、あらためて関係自治体、学校などに徹底を図るべきと考えますが、いかがですか。

**【府民労働部長】** 京都府につきましては、昨年策定いたしました「人権教育のための国連10年京都府行動計画」に基づき、常に人権の視点に配慮し、府民一人ひとりの日常生活の中にしっかりと人権尊重の意識が根つき、人を大切にする社会の実現をめざして積極的な取り組みを進めているところであります。今後とも、国や市町村のみならず民間団体などと相互に連携、協力しそれぞれの役割を明確にし、お互いの立場を尊重しながら効果的な人権教育啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

なお人権教育啓発は一人ひとりの心のあり方に密接に関わるものであり、人の内面に入り込んだり、押し付けにならないよう十分な配慮が必要であると考えております。市町村に対しましてもこの立場で地域の実情に合った主体的な取り組みが推進されますよう、指導・支援を行なっているところでございます。

ご指摘の同和対策事業につきましては、同和関係者の自立促進の観点から、新井議員もご承知だとは存じますが、平成9年に昭和40年代から実施してきました144事業のうち101事業を廃止し、または一般施策に移行させた上、従来の経過も踏まえ、国が経過的措置を講ずる事業などに関連する事業について、平成13年度までの機関に限って実施しているものでございます。

**【教育長】** 地域改善対策協議会の意見具申におきまして、大学進学をはじめ同和地区生徒、児童生徒の学力、進路等になお格差があると指摘されております。京都府におきましても同様の課題があることから、平成13年度の法期限までの経過的措置として実施しているものでありまして、市町村教育委員会と連携し、見直しの主旨に即しまして学校現場と一体となって成果が上がるよう努力してまいりたいと考えております。

## 深刻な雇用・失業問題

### 緊急雇用対策事業は、真に効果ある手厚いものに

**【新井】** 雇用対策について質問いたします。

今日の雇用・失業問題が深刻な事態にあることは、いまさら言うまでもありません。昨年12月段階でも府下で5万4千人もの人が職安に行っても、求人は2万5400人、半分もないという状況です。しかも55歳以上になると有効求人倍率は0.09と、10人に1人も仕事がないという深刻な状況が続いています。こうした事態に拍車をかけているのが大企業の大規模なリストラにあること、これを規制する法整備が必要であることは、昨日、荘司議員も指摘したところです。

私は、こうした状況打開の一助として進められている緊急雇用特別対策事業などについて質問いたします。この事業については、国の交付金42億2千万円を基金とし、雇用創出を行おうとするものです。この事業は、政府の予算措置が2千億円という少額で、3年間限りであり、これで300万人にも上る失業者に対して効果を発揮し、現実に雇用創出が図られるのか、また、「産業競争力再生」という国のお墨付きでリストラを促進しながら効果があるのかなど、問題がたくさんあります。

しかし、京都総評が行った職安前でのアンケート調査では、回答者の7割の人が、緊急雇用対策が実施されれば働きたいとしており、しかも、仕事の内容では埋蔵文化財の発掘調査や、都市美化事業、資料整理作業などの希望が多くなっています。

また、全西陣織物労働組合や友禅労組、高齢者事業団などからも、この事業の効果的活用で、失業者に仕事をと求めて、知事あてに要望書を提出もされています。この事業をこ

うした期待と要望に応え「失業者のための雇用創出」に効果あるものとするのが求められています。

ところが、現在の事業計画を見ると、こうした事業の目的や失業者の要望に本当に応えられているのか、大いに疑問もあるところです。

まず、第1は、本府の事業で、たとえば今年度、小規模焼却炉実態調査事業に1千万円計上していますが、これの雇用目標人員は120人となっています。一方、出土文化財整理・台帳作成事業は500万円で500人の雇用となっています。これは小規模焼却炉実態調査事業の場合、郵送費にその多くが当てられ、実際の賃金として支払われる額が極めて少ないということです。本来なら郵送費は一般事業として予算を計上すべきものを、この事業に肩代わりさせているに等しいやり方です。

また、来年度予算を見ても、環境ホルモン実態把握調査事業では300万円計上しておきながら、雇用目標人員は延べ34人にしかならないなど同様のものがあります。このように、雇用創出効果が極めて少ない事業については、一般対策でおこない、緊急雇用対策事業は、もっと雇用創出効果の大きいものに再検討すべきではないかと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 緊急雇用特別基金事業についてであります。国からの追加内示を含め総額43億7千万円余りの緊急地域雇用特別交付金を活用いたしまして、緊急に対応すべき事業を実施し、雇用就業機会の創出をはかることといたしております。この事業の実施に当たりましては地域の実情に的確に対応するために、先ず、市町村に全事業の4分の3を重点配分をいたしますとともに、道路、河川、公園の美化や森林の整備、図書や出土文化財の整理など雇用創出効果の高い事業を優先的に実施することといたしております。また、京都の地域特性を踏まえた伝統産業、伝統芸能の振興事業や今後の環境行政にも配慮した事業、失業者の幅広い求職ニーズに応えるための各種の事業も実施をしているところであります。来年度は事業の本格実施の年となりますところから、市町村への補助金18億3万円を含め、総額23億6千万円余を計上いたしたところでございます。

京都行労使雇用創出対策会議において経済界や労働者のみなさんのご意見もお伺いしながら取り組みを進めているところでございます。いずれにいたしましても事業の早期執行と雇用の最大限の創出を図るために、全庁を挙げて全力で取り組んでいるところでございます。

いろいろ各地域には地域の特徴があるわけでございまして、京都でいわゆる伝統産業、伝統工芸の職人さんの仕事を作ったり、あるいは地方産の仕事を作ったり、そういうことはやはり京都の特色であり、それはそれでやはりちゃんと認めていただけるかと思えます。特に事業はそれぞれ労働力集約型と、そうでない事業といろいろとあるわけでございまして、それによって予算額と不収拾労働力の間に差があるものは事業によって仕方がないと、このように思います。

ご指摘のダイオキシン調査は、緊急の必要がございますダイオキシン調査と雇用の創出との2つの相乗効果をねらった仕事でございまして、まさか新井議員はダイオキシンの調査は要らないと言われるとは思いませんが、そうでなければ一石二鳥の事業だというふうにご理解をいただきたいと思うわけでございます。

**【新井】** 良く聞いていただきたいのですが、ダイオキシン対策等については一般対策に移すべきだという質問をしたんであって、ダイオキシン対策に反対したというふうなすり替えの答弁は訂正をしていただきたい。

同時に労働力集約型とそうでないものがあって、仕方がないのだという答弁をされましたが、今度の緊急雇用創出事業については、労働省は人件費および賃金に5割以上当たる

ようにというふうですでに指導もしてきています。そういう中で先ほど紹介した小規模の焼却炉の実態調査事業やダイオキシン対策の調査事業については、9割近くが人件費以外に使われる……こういう状況について再検討すべきではないかという提起をしたわけで、この点について改めてお答えいただきたいと思います。

**【知事】** 私は「新井議員はダイオキシンの調査には反対ではないと思いますので、一石二鳥の策として、ご理解いただきたい」と、こう申し上げました。

**【新井】** 第2は、事業の委託先についてであります。わが党は、多くの失業者が仕事なくて困っているときには、かつての失業対策事業のような、公的就労をおこすことが必要と考えています。ところが今回、労働省は、失対事業の繰り返しはやらないと頑迷な態度をとったため、一部を除いて委託方式となりました。これにより、確実に失業者の雇用に結びつくのかという問題があります。たとえば、道路や河川美化事業など落札した企業が、この仕事で本府の目標どおりの新規雇用を行うのかどうかは保障の限りではありません。企業が現在、抱える労働者の仕事確保の範囲に留まることは十分考えられます。

このような方法ではなく、大阪のあいりん地区などで行われている失業者の仕事確保に努力をしているNPO団体等に委託し、即、雇用創出に結び付けている事例もあります。全国的にもこうした努力が行われ、労働省もNPOの積極的活用を言っています。

京都でも、高齢者事業団には、最近、西陣などで仕事なくなった職人さんなどが、職安へ行っても、高齢のため、なかなか仕事がないということから、高齢者事業団に入ってこられる方が増えています。こうした職を失った人たちが、自分たちで仕事を確保し、みんなで仕事を分け合って、働いています。また、友禅労組では、長年の技術を生かした仕事起こしで職を失った労働者の仕事を確保しようと努力しています。

今回の事業の性格からして、一般的な入札方式ではなく、こうした失業者の仕事確保に直接結びつく取り組みをしているNPOや団体などが、優先的に事業に参加できるやり方を積極的に取り入れることが必要と考えます。北海道では市町村に対しても「民間において履行可能な契約であっても、非営利法人の存在を援助することを目的とし、その設立目的に合致するものについては、当該非営利法人と随意契約することが可能である」との通達も出しています。こうしたことも参考に大いに検討すべきです。いかがですか。お答えください

さらに、今年度事業については、市町村補助を含め10億円の事業が進められていますが、現在、この委託先はどうなっているのか、NPOなどの活用の状況、何人の新規の雇用創出に結びついているのかなど、その進行状況等についてお答えください。

**【府民労働部長】** より多くの離職者の雇用につながるよう、事業の委託契約の中に延べ雇用人数や新規雇業者数の記載を求めるとともに、公共職業安定所へ求人票の提出を指導するなど、可能な限り新規雇用がはかられるよう努めているところでございます。主な委託先としては民間企業のほかNPO等、非営利団体も含まれております。尚、機会あるごとにNPO等への委託について市町村にも周知をはっているところでございます。新規雇用の実績につきましては現在、鋭意、事業に取り組んでいるところでありまして、まだ集計は致しておりませんが、おおむね順調に進捗がはかられているものと認識をしております。

**【新井】** 第3に、幾つかの個別の事業についてお伺いいたしますが、伝統産業「京の職人さん」雇用創出事業は、委託先は業界団体と聞いていますが、業界団体は、どのような方法をとるのか。現在、仕事がなく、実質的な失業者となっている職人さんに仕事が廻る

のかなど、その計画について明らかにしてください。

**【府民労働部長】** 伝統産業「京の職人さん」雇用創出事業実施に当たりましては、高い技術を持ちながら大変厳しい状況にある職人さんの仕事作りにつながるよう、委託先の産地組合とも十分協議しながら取り組みを進めているところでございます。現在すでに西陣織、京友禅、京焼き・清水焼の3分野で作品作りを行なっていただいております、来年度は丹後ちりめんや京扇子などできる限り多くの分野に対象を広げることといたしております。

**【新井】** さらに、本事業に関わって丹後1市10町でつくる「丹後機業対策協議会」から、廃業等により不要となった織機の解体、リサイクル事業実施の要望が提出されていましたが、来年度の事業で実施されるのか、お聞かせください。あわせて、過去に幾つかの関係する町が独自に同様の事業を実施されたときには、織機提供者に対しても、いくらかの織機買上げ金的なものが支給された経過があります。緊急雇用対策事業には直接なじまない面もありますが、関係市町と協議のうえ、何らかの方法で、同様の措置が取られるよう要望しておきます。

**【府民労働部長】** 丹後地域における織機の共同廃棄にかかる雇用創出事業について、丹後1市10町で構成する「丹後機業対策協議会」から強い要望があり、現在、関係市町において実施台数の調査など事業計画の作成に取り組まれているところでございます。京都府と致しましては地元からの具体的な事業計画を受けて、今後、検討してまいりたいと考えております。

**【新井】** 最後に、この事業では、長くて6カ月間の雇用しか認められていません。これを安定した雇用へとつなぐための対策も必要です。北海道では、6カ月を過ぎても事業所が引き続き雇用する場合は、道の単独予算で事業所に対し1人30万円の奨励金を支給しています。

また、兵庫県でも、今春から若者を120人1年間、非常勤嘱託として直接雇用し、職員の超過勤務を減らすなど、自治体の仕事を分かち合うワークシェアリングをすすめて雇用促進を図るとの施策を決め、募集をはじめています。

とりわけ雇用、失業状況が極めて深刻な本府としても、国の制度と財政措置の範囲にとどまらず、公的就労の拡大を含め、より本格的な雇用創出対策の具体化をはかるべきと考えます。いかがですか。お答えください。

**【府民労働部長】** 雇用期間が限定されていることにつきましては、この事業はあくまでも臨時応急的な事業であること、また、できるだけ多くの失業者に雇用、就業の機会が与えられるようにするという趣旨であると理解を致しております。今後とも1千800億円を超える不況雇用対策関連予算を効果的に活用するとともに、国の施策とあいまって新たな産業分野などでの安定した雇用の場の確保をはかるなど、全力で雇用対策に取り組んでまいりたいと存じます。

## 2000年度予算特別委員会審議はじまる

2000年度予算を審議する、予算特別委員会の審議が3月1日より始まります。日本共産党の委員は以下のとおりです。

岩田 隆夫  
高橋 進  
梅木 紀秀  
光永 敦彦

新井 進  
三木 一弘  
島田 敬子

3月17日に行われる、知事総括質疑については、KBS京都テレビで生中継されます。詳細は追って案内ビラなどでご紹介します。